

報道各位

新潟市災害対策本部
情報統括班

家屋被害認定調査の実施に伴う派遣の要請について

令和6年能登半島地震に係る本市の被害を踏まえ、大規模災害時の相互応援協定及び応急対策職員派遣制度に基づき派遣を要請しましたので、広報へのご協力をお願いします。

記

1 支援用務

罹災証明交付のための建物被害認定調査

2 派遣要請人数 [1月19日以降]

- ・『県職員』 各日 5人
- ・『総務省応急対策職員派遣制度による対口支援』各日20人(内訳:秋田県及び秋田県内市町村)
⇒合計25名

3 その他

1月15日以降、新潟市では建物被害認定調査を120人体制で実施予定。1月19日以降はさらに新潟市5名と派遣要請した25名を加えて、150名体制で実施予定。

【問い合わせ先】

担当：新潟市災害対策本部 情報統括班 瀧澤

電話：025-226-1146